平成２５年（フ）第６３４号
埼玉県川口市芝１丁目８番12号
破産者　有限会社明彩工芸
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
千葉県佐倉市井野108番地28
破産者　豊田　芳昭
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８３号
千葉県八街市富山1314番地８
破産者　有限会社日八土木
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３号
千葉県印旛郡酒々井町下岩橋252番地
破産者　成毛　正義
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０４６号
名古屋市名東区高針４丁目411番地の２
破産者　東海リノベーション株式会社
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９９号
京都市下京区綾小路通西洞院西入芦刈山町125番地
破産者　株式会社ヤタニ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
札幌市白石区流通センター１丁目８番25号
破産者　株式会社タカラマシナリー．サービシス
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
群馬県太田市高林北町1156番地の２
破産者　共栄テクノ有限会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１８号
群馬県邑楽郡板倉町大字除川936番地１
破産者　株式会社群馬共栄流通
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１６７号
名古屋市千種区千種２丁目６番１号
破産者　株式会社プロスパー
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０８号
名古屋市千種区今池１丁目25番５号
破産者　コウワ建材株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４９号
堺市堺区大仙西町４丁121番地
破産者　有限会社ヒロタテクノ
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５５号
大阪府松原市北新町２丁目５番23号、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市東新町４丁目８番24号
破産者　河内通信工業有限会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
大阪府藤井寺市沢田４丁目４番16号
破産者　株式会社貴陽園
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７６号
神戸市兵庫区駅南通３丁目２番７号
破産者　神明クレーン作業有限会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３号
福岡県久留米市日吉町15番地の７
破産者　有限会社青木果実店
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３７号
神奈川県横須賀市追浜南町１丁目11番地
破産者　有限会社横浜電子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３４号
静岡県伊東市八幡野814番地の２
破産者　株式会社アイランドリゾートプランニング
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
愛媛県大洲市若宮1481番地１
破産者　有限会社大川家具
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７６１号
熊本県八代市本町２丁目１番５号
破産者　株式会社八代ロイヤルホテル
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９７号
熊本市東区長嶺南１丁目４番71号
破産者　有限会社東都葬祭
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田1245番地
破産者　富田建設有限会社
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係